

(1) 開会

○ 今期の文化審議会著作権分科会委員を事務局より紹介した。

(2) 文化審議会著作権分科会長の選出について

○ 本分科会の分科会長の選任が行われ、野村委員が分科会長に決定した。

○ 副分科会長について、野村分科会長より中山委員が副分科会長に指名された。

○ 会議の公開について運営規則等の確認が行われた。

※ 以上については、「文化審議会著作権分科会の議事の公開について」（平成十八年三月一日文化審議会著作権分科会決定）1.（1）の規定に基づき、議事の内容を非公開とする。

【野村分科会長】 それでは次に、著作権分科会の運営に必要な事項として、文化審議会著作権分科会運営規則、これは参考資料の7ページでございますが、それと、その後、9ページに著作権分科会の議事の公開の方針というのがございますので、これについてまず事務局からご説明をお願いいたします。

【黒沼著作権課長補佐】 それでは、今ご紹介ありました参考資料の1に基づきまして、議事の公開についてご説明をさせていただきます。

参考資料1の7ページがこの分科会の運営規則になってございますが、8ページに第4条という規定がございます。こちらが会議の公開について書いてある規定でございますけれども、原則として「議事は公開して行う。」ということとされております。その他の手続につきましては「分科会長が分科会に諮って定める。」ということにされておまして、9ページにおきまして「議事の公開について」が平成18年のこの分科会において決定をされております。概略をご説明いたしますと、1が会議の公開でございまして、幾つかの案件を除いて、公開ということとされております。例外とされておりますのは、(1)の「人事に係る案件」、それから(2)が使用料部会の審議事項でして、さまざまな補償金額の決定などが審議事項になっております。それから(3)として、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある案件その他正当な理由があるという案件でございます。これ以外は公開ということでございます。

それから、3のところは傍聴などの規則がございまして、次のページに行ってくださいと、4のところ、これも傍聴などの規則の一部でございますが、撮影、録画、録音などについては、分科会長が許可した場合を除いて禁止となっております。

それから、議事録の公開でございますけれども、6と7でございますが、議事録は原則とし

て発言者名を付して公開をさせていただこうということでございます。ただし、正当な理由がある場合には、その一部を非公開とすることができるということでございまして、非公開とする場合には、代わりに議事要旨を作成して、それを公開するという事となつてございます。また、会議資料につきましては、8でございますが、原則公開でございまして、正当な理由がある場合は「全部又は一部を非公開」という形になってございます。

以上でございます。

【野村分科会長】 それでは、今後の案件につきましては本日の議事は公開といたしますので、事務局の方は傍聴者の入場のご誘導をお願いいたします。

(傍聴者入場)

【野村分科会長】 それでは、まず青木長官よりご挨拶をいただきたいと思つたので、よろしくお願ひいたします。

【青木文化庁長官】 第9期の文化審議会著作権分科会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中、文化審議会著作権分科会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

前期の分科会では、今年1月に著作権分科会報告書を取りまとめていただきまして、これを踏まえて、今年10日に著作権法の一部を改正する法律案を国会に提出することができました。私どもといたしましては、行政の立場といたしまして、法案成立に向けて準備を進め、万全を期してまいりたいと考えております。

他方、私的録音録画補償金制度の見直し、保護期間のあり方など、前期までの分科会で結論が得られておりません大きな課題も残されております。また、知的財産戦略本部で提言された権利制限の一般規定、日本版フェア・ユースなど、新たな課題もございまして。今期の分科会では、このような状況も踏まえてご議論いただければと考えております。さらに、国際的なルール作りへの参画のあり方等につきましても、引き続きご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、大変恐縮ではございますが、一層のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

(3) 小委員会の設置について

【野村分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは次に、文化審議会の著作権分科会運営規則、先ほどの参考資料1、7ページ以下ですけれども、その第3条第1項、8ページになりますけれども、第3条第1項で小委員会を設置することができるという規定が置かれておりますので、これに基づきまして、今期の小委員会の設置について決定したいと思いますので、まず、今期の小委員会の構成案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【山下著作権課長】 ご説明を申し上げます。まず、今期の小委員会の設置についてお諮りをする前提といたしまして、資料の2をご覧くださいと思います。

こちらは、この著作権分科会の審議状況あるいは審議結果に基づく法的な措置について、これまでの経緯を整理したものでございます。第8期の分科会においては、青木長官からご挨拶申し上げましたとおり、1月26日に報告書をおまとめいただき、その内容を踏まえた著作権法の改正案を国会に提出しました。一つの節目を迎えているところでございます。そこで、過去のいろいろな検討の経緯を振り返った上で、小委員会の設置をお決めいただくということでございます。

まず、著作権分科会は、平成17年1月24日付で、分科会自身が主な検討課題についての整理をまとめて公表しております。その内容をこの表の左側、「主な検討課題の概要」というところに列挙しているものでございます。そして、その右側の欄で、それらがどのような形で審議されてきたか、あるいは審議結果に基づいてどのような法的措置が講じられてきたかというものを示しているものでございます。

この17年1月の今後の検討課題では、まず基本問題というものが設定をされていたわけでございます。その中の最初のもので、ご覧の一番上の1番、「私的録音録画補償金の見直し」というものでした。これにつきましては、右側にあるとおり、平成17年度の法制問題小委員会で、その後は、18年度から私的録音録画小委員会というものを設置して検討してきたわけですが、残念ながら、いまだ結論が得られない状況にあるわけでございます。

その下の2番、「権利制限の見直し」ですけれども、こちらの方は、例えば特許審査等の手続のための文献複製につきましては、18年法改正で措置をしたところですし、また、医療機関に対する情報提供義務のための文献複製の問題につきましては、法制問題小委員会でご議論いただいてまいりましたが、まだ最終的な結論には至っていない状況でございます。さらにはその下、図書館関係の権利制限の問題につきましても、法制問題小委員会、あるいは19年度からは過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において検討をしてまいりましたが、一部、解釈の明確化を図った事項もございしますが、なお継続検討となっている

課題も残っているわけでございます。さらに、学校教育関係の権利制限につきましても、18年法改正で同一構内の無線LANの扱いにつきまして措置いたしましたけれども、なお、いわゆるeラーニングの問題などにつきまして積み残しの課題もあるという状況でございます。またさらに、福祉関係につきましては、18年法改正あるいは昨年の教科書関係の議員立法、さらには今回の法改正案におきまして相当部分を措置したところでございます。

その下、3番の「私的使用目的の複製の見直し」でございますけれども、今回の改正案におきまして、違法にアップロードされた音楽や映像につきましては、そのダウンロード行為を30条から除外をするという内容を盛り込んだところですが、音楽・映像以外の著作物、特にコンピュータープログラムにつきましては、残された課題になっているというところでございます。さらには、私的録音録画補償金との関係で、いわゆる適法配信事業をこの30条から除外をするということにつきましても課題として残った形になっているわけでございます。

次に、2ページをご覧くださいいただければと存じます。4番の「共有著作権に係る制度の整備」あるいはその下の「「利用権」に係る制度の整備」、こういった課題につきましては、法制問題小委員会で検討をしたわけですが、当面の法整備は求めないという整理になっているという認識でございます。

そして、またその下の6番、「保護期間の見直し」ですが、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会で2年間検討いたしましたけれども、残念ながら結論が得られないという状況にあるわけでございます。

次にその下、「デジタル対応」といたしまして、ご覧のような課題設定がなされていたわけですが、1番の部分につきましては、今回の法改正案またあるいは18年法改正において措置をしたところでございます。

その下の「技術的保護手段の規定の見直し」につきましては、法制問題小委員会で検討しておりますけれども、技術動向を踏まえて検討するという形になっているところでして、まだ最終的な結論は得られていないという認識でございます。

「放送新条約」につきましては、国際機関での議論が進展しない状況が続いているということでございます。

その下、「契約・利用」関係でございますけれども、「ライセンシーの保護」またあるいは「契約規定全般の見直し」という課題設定がございましたけれども、いずれも法制問題小委員会で検討し、ライセンシーの保護につきましては、一定の制度提言もワーキンググルー

プレベルでは取りまとめていただいた経緯がございますけれども、業界の意見の相違などもありまして、立法化には至っていないと。また、契約規定につきましては、当面の法整備は求めないという整理になっているという認識でございます。

また、3ページ3番の「登録制度の見直し」につきましては、登録手続の電子化などについて検討し、今回の法改正案に盛り込んだところでございますが、その他、「利用権」、ライセンスの保護との絡み、またあるいは原始的著作権者の登録制度の創設なども課題として設定されておりましたけれども、ここら辺につきましては、他の制度との検討状況を踏まえた検討をする必要があるという認識でございまして、具体的に突っ込んで検討はなされていないという状況でございます。

さらに4番の「司法救済」につきましては、「間接侵害」の問題、さらには「損害賠償・不当利得等」の問題につきまして、法制問題小委員会でワーキンググループを設置して検討を続けているところでございます。

以上が17年の検討課題の審議状況等でございます。

その次、4ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらは、今度は知財本部で毎年決定をされます政府全体の知的財産推進計画において検討課題として提示をされてまいりました事項の処理状況でございます。この中で、例えば「知的財産の創造」といたしまして、画像・音声などのいわゆる情報技術の研究開発の利用円滑化の措置、これにつきましては今回の法改正案に盛り込んだということでございます。その下、刑罰の上限の引き上げ、これは18年法改正で措置済み、その下、侵害物品の輸出・通過貨物についての取り締まり等、これも18年法改正で実施済み、ネットオークションへの出品などの広告行為の権利侵害化につきましても、今回の法改正案に盛り込んでいるところでございますし、その下、映画の劇場内での無断撮影の問題、これは議員立法で映画盗撮防止法として措置済みでございます。それからその下、著作権侵害罪における非親告罪の範囲拡大を含めた見直しにつきましては、法制問題小委員会で検討しているということでございますけれども、前期の取りまとめにおきましては、慎重な検討が必要ということになっております。

その下、「コンテンツビジネスの拡大」といたしまして、一つ、IPマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することの取り扱い、これについては平成18年法改正で措置されたところですが、なお、自主放送の取り扱いが課題として残っていると。またさらには、通信・放送の法体系の見直しについて、総務省の情報通信審議会で議論が行われているわけですので、今年の秋には一定の方向性が出ると伺っておりますので、この問題は今期の著作権

分科会の大変大きな検討課題になるであろうと認識しているところでございます。

続きまして、5ページ目でございますけれども、デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等の整備、これにつきましては、骨太方針にも掲げられた大きな課題でしたけれども、第8期の報告書におきまして一定の整理をいたしまして、改正すべき事項については今回の法改正案に盛り込んだという形になってございます。

それとも関連をいたしますけれども、権利者と連絡がとれない場合の利用円滑化は、今回の改正案に盛り込んでございます。その下、ネット検索サービスの円滑化、これも今回の法改正案に盛り込んでございます。

また、コンピュータ・ソフトウェアのリバース・エンジニアリングの問題につきましては、法制問題小委員会において検討をいただきまして、分科会報告書でも、法改正が必要であるという方向の結論を出していただいたところでございますが、諸般の事情で今回の法改正案には盛り込めなかったところでございます。後ほど、今回の法改正案についてご報告する中で、ご説明を改めてさせていただくつもりです。

また、その下、包括的な権利制限規定の導入につきましては、昨年、知財本部に設けられましたデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の報告書が昨年末に知財本部で報告されておりました。権利制限の一般規定、いわゆる日本版フェア・ユースというものを導入する必要があるという提言になってございます。これを踏まえて、この問題については、著作権分科会として今期検討すべき大きな課題になっていると認識をしているところでございます。

その下、公共的なデジタルアーカイブの問題、あるいはその下の国立国会図書館のデジタルアーカイブの問題につきましては、過去の著作物の保護と利用に関する小委員会で検討し、国会図書館のデジタルアーカイブについて、今回の法改正案に権利制限規定を新たに設けるということにしたわけでございます。

以上が著作権分科会の審議状況等のご報告ですけれども、これを踏まえ、また前回、1月26日における分科会のご意見も踏まえまして、私ども、野村先生ともご相談を申し上げた上で、今期の小委員会の設置についてお諮りを申し上げるものでございます。

資料3をご覧くださいければと思います。資料3は、小委員会の設置についての分科会決定の案文でございます。

まず「設置の趣旨」といたしまして、分科会運営規則に基づき、この分科会に「著作権に関する特定の事項を審議する下記の3委員会を設置する。」といたしまして、基本問題小委

員会、法制問題小委員会、国際小委員会の3委員会を設置することとしてはいかがかと考えております。

「各小委員会の審議事項」、その下の2番にございますけれども、基本問題小委員会は「著作権関連施策に係る基本的問題に関すること」とさせていただいております。これは、先ほど申し上げましたこれまでの分科会の審議状況を踏まえまして、基本問題として、例えば私的録音録画補償金あるいは保護期間延長問題といったものが結論が得られていないといった状況も視野に置きながら、文化政策的な見地から、大所高所のご議論をいただく場として委員会を設置してはどうかというものでございます。

また、法制問題小委員会におきましては、これまでと同様、著作権法学の専門家の方々を中心として、個別の改正課題をご議論いただくということを想定しているわけですので、今期におきましては、先ほど申し上げましたとおり、例えば放送通信の一元化への対応、あるいは権利制限の一般規定、あるいは個別の課題でこれまで法制問題小委員会で議論され、結論が出ていない課題についてご議論いただくということを想定しているところでございます。

また、国際小委員会につきましては、従来と同じように、国際的なルール作りへの参画、条約対応を含めてご議論いただくということを想定しているものでございます。

その下、「各小委員会の構成」は、分科会長が指名する委員、臨時委員、専門委員で構成するということなどを規定しております。

「その他」、審議結果の公表、あるいは議事手続についての定め、従来どおりの規定になっているところでございます。

以上が小委員会の設置の案でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

【野村分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明についていろいろご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

石坂委員、どうぞ。

【石坂委員】 日本版フェア・ユース規定の導入に関する今後の検討について、意見を申し上げます。

権利を制限しなければ不都合が生じるとされている具体的な事例について、権利保護と利用のバランスを十分に吟味しないまま、拙速に検討が進められることを非常に懸念しております。ひとえに公正な利用と申しましても、そこで想定される利用形態は実に様々であります。日本版フェア・ユース規定の検討は、著作権法の根幹に関わる内容ですので、当分科会

においても、法制問題小委員会だけではなく、基本問題小委員会でもぜひご検討いただき、多面的な議論をお願いしたいと思います。

【野村分科会長】 ほかに、この委員会の設置についていかがでしょうか。

三田委員、どうぞ。

【三田委員】 新聞などにも報道されておりますけれども、アメリカのグーグルが幾つかの図書館の蔵書をすべてデジタル画像でデータベースを作るということをやりました。これは日本の著作権法で言えば、明らかに複製権の侵害であります。これについて、アメリカの作家たちが裁判を起こしまして、一定の和解案が出て、補償金を払うというような結論が出たわけでありまして、それが世界じゅうの作家や出版社にも関係してくるということで、今、日本でも大変な混乱が起こっております。混乱が起こっているというのは、何がどうなっているのかを調べるために、かなり出版社あるいは文芸家協会等でも人を雇って調査をしなければならないということで実害が出ております。

しかし、グーグルの方は、告知広告でこういう和解があったということは知らせているわけでありましてけれども、謝罪の言葉が全くないんですね。明らかに法律に抵触するようなことをしておきながら、全くエクスキューズがないというのは、これはアメリカの法律にフェア・ユースという概念があって、自分たちはフェアであるということが、和解が成立して補償金を払うという結果になっていても、これは和解であって、自分たちは今でもフェアであるというふうに考えているわけでありまして。こういう同じようなデータベースの作成が、日本では国会図書館で行われているわけでありましてけれども、これについては、今日もご報告がありましたように、関係者を集めて慎重な協議がなされております。現在も複製を作ることとはオーケーでありますけれども、それを国会図書館以外に情報を提供することについては、今後も慎重に検討をするということになっております。日本ではそういう制度になっているわけですね。ところが、アメリカの場合は、勝手に複製を作って、図書館間でも流通させてしまっているということでもあります。こういうことが可能なのは、フェア・ユースという概念があるからであろうというふうに思われます。こういうふうに明らかに実害が生じるようなことが、フェア・ユースという概念を導入してしまいますと、様々な分野で起こる可能性があるということを皆様にご承知おきいただいて、慎重なご議論をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

【野村分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

大林委員、どうぞ。

【大林委員】 先ほど石坂委員の方からお話がありましたが、フェア・ユースの導入に
関しての議論というのは、拙速にやるということはなぜなのか疑問です。十分に納得できな
いまま、議論だけが進んでいくことは、あたかも周りから火を消せ消せと急かされて、消防
車が水も積まずに消火に飛び出して行くようなものです。

先日、ある著作権の研究会で中山先生はこのようなニュアンスのことをおっしゃっていた
と記憶します。「以前は、違った考えを持っていたが、現実には今の職場でベンチャー企業
の方々とお会いしている内に、日本版フェア・ユース導入に賛成の立場になった」と。何故そ
のようになられたのかを含め、じっくりと議論したい。基礎工事をしっかりやった上で、皆
さんで知恵を出し合って高層ビルを建てたいと思います。よろしく願いいたします。

【野村分科会長】 ほかにご発言いかがでしょうか。

それでは、委員会の審議の内容についていろいろご意見が出ましたけれども、委員会その
ものの設置については、この3つの委員会を設置するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野村分科会長】 もちろん、これまでもそうでしたけども、それぞれの委員会が全く独
立して動いているということでは必ずしもありませんで、同じ問題が2つの委員会で取り上
げられるということもこれまでも行われてきています。今回も、そういうこともあり得ると
思っております。

それでは、この3つの委員会を今期設置するということをご了承いただきました。そのほ
かに使用料部会というのが法律上定められております。使用料部会と小委員会の分属をお願
いする委員につきましては、先ほどから引用しております文化審議会令第6条第2項及び文
化審議会の著作権分科会運営規則第3条第2項の規定によりまして、分科会長が指名するこ
ととされております。したがって、私から指名させていただくこととなりますが、後日、皆
様にお知らせさせていただきたいと存じます。

小委員会の設置については以上でございます。

次に、今月10日に国会に提出された著作権法の一部を改正する法律案について、その概要
を事務局からご説明をお願いいたします。

【黒沼著作権課長補佐】 それでは、参考資料の3に基づきましてご説明をさせていただ
きたいと思っております。こちらの横長の図のようなものを中心にご説明をさせていただきます。

こちらは、本年1月にこの分科会でご決定いただきました報告書の内容を中心に行いま

して、文化庁において法律案を作成し、政府内各部との調整を経まして、3月10日に閣議決定をされ、同日、国会に提出された法律案の概要でございます。

まず「改正の趣旨」のところでございます。こちらは、審議会の中でもご議論いただきましたけれども、いわゆる骨太の方針2007などにおきまして、デジタルコンテンツ流通促進法制を整備するということを言われておりましたので、その辺の課題を中心としまして、インターネットを活用して著作物などを利用する際の著作権法上の課題の解決を図るということが大きな目的となっております。

その趣旨に基づきまして柱を幾つか立てておりまして、1. は「インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置」、それから2. の「違法な著作物の流通抑止」でございます。分科会では、デジタルコンテンツ流通促進法制はコンテンツの二次利用と権利制限の見直しと、それから違法な著作物の流通抑止の3つの内容を盛り込むべきだということでご整理をいただいておりますけれども、それをこちらの1. と2. の中で整理をしているということでございます。

それから3つ目の柱としまして「障害者の情報利用の機会の確保」というのを盛り込んでございます。

それから、「4. その他」と書いてあるところは、こちらは本年1月の報告書ではございませんけれども、平成16年の著作権分科会の報告書におきまして提言をされておりました著作権登録原簿の電子化につきまして、準備の方の目途が立ってまいりましたので、こちらも今回の法改正に合わせて盛り込ませていただいております。

それでは、個別の内容でございますけど、1. の中身でございますが、21年の今年1月の報告書で盛り込まれました権利制限の見直しなどの事項を盛り込んでおりまして、一つは「インターネットで情報検索サービスを実施するための複製」、それから2番目は「放送番組等をインターネットで二次利用する際に」という修飾がついておりますけれども、権利者の所在不明の場合の利用の円滑化として分科会でご議論いただいていた事項でございます。それから「国会図書館における所蔵資料の電子化」などを盛り込んでございます。これらは後ほどまた詳しく詳細をご説明いたします。

また、そのほかの権利制限の見直しとしてご提言いただきました美術品等の販売のための画像掲載、情報解析研究のための複製、それから、いわゆる一時的蓄積の問題としてご議論いただいております、通信過程でのキャッシュの問題あるいは電子機器利用時におけるキャッシュの問題などにつきましても権利制限規定を盛り込んでございます。

なお、権利制限の見直しについては、この分科会でリバース・エンジニアリングの問題についても改正をすべきだというご提言をいただいておりますけれども、こちらは今回の改正案に盛り込まれてございません。この事情はと言いますと、政府内では改正をすべく準備を進めておたわけでございますけれども、いろいろと政府各部と調整をする中で、契約実態との関係などにつきましていろいろと指摘を受けまして、例えば報告書の中では、表現を見るだけであれば特に大きな問題はない、権利者への大きな不利益はないのではないかとということで改正の中心的な理念としていたわけでございますけれども、契約実態はもしかしたらそれと違うように動いているのではないかとというような指摘も受けておりまして、リバース・エンジニアリングの権利制限を設けるとしたら、その契約実態に対する規制的な要素が入ってくるものなのか、それとも単に見ただけであって影響がないものなのかと、そこら辺についてもうちょっと詰めが必要なのではないかとというような議論をされておまして、ちょっとその議論の詰めはまだ時間がかかっているという状況でございます。準備作業は引き続き行っているところでございますけれども、3月10日の政府内の法案の提出期限に、残念ながら今のところ、今のところといいますか、間に合わなかったという状況でございます。引き続きの作業を続けている状況でございます。

それから、2. は「違法な著作物の流通抑止」ということございまして、こちらは分科会報告書で盛り込まれた改正事項の2つを盛り込んでございます。「インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出は権利侵害とする」こと、それから「違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする」ことで、後ほど詳しくご説明をいたします。

それから3. の「障害者の情報利用の機会の確保」につきましても、現在の権利制限規定の抜本的な拡大をいたしております。後ほど詳しくご説明をいたします。

これが全体の概要でございます。

2枚目以降は、個別の主な事項の中身でございます。上のほうに改正の趣旨なども書いてございますけれども、こちらの分科会でご議論いただいたことで、ご案内のことと思われまますので、改正内容のところの説明を中心にいたしたいと思っております。

まずは検索エンジンサービスの関係でございますけれども、「法改正の内容」という部分でございますが、法改正の内容としましては、「情報検索サービスに必要な行為は、著作権者の許諾を得なくても可能とする」ということで、検索エンジンを実施するために必要なウェブページの蓄積、あるいは検索結果の表示のための自動公衆送信などについて、許諾を得

なくても可能ということの規定上盛り込んでおります。「ただし、」ということで幾つか条件をつけておきまして、一つはネット上で情報収集を拒否する旨の意思表示を行っている場合には、その情報を収集しないという、そういう検索エンジンサービス事業者に限るということでございます。

それから②番として、もともとネット上にあった情報が違法に送信されていたものだということを知った場合には、あとはその情報を使って結果表示をしないと、そういう条件で規定を盛り込んでございます。

引き続きまして、3ページでございます。こちらは「権利者不明の場合の利用の円滑化」ということで、こちらも、内容につきましては報告書でいろいろご議論いただいたところでございますので、法改正の内容の部分を中心にご説明をさせていただきます。

盛り込んだ措置として大きく2点でございます。まずは実演家など著作隣接権者の所在不明の場合に、今の裁定制度を使えないというご指摘がありましたので、これを現行の裁定制度を著作隣接権の場合にも拡大いたしまして、その場合にも利用できるようにしたということでございます。

それから2番目としまして、現行の裁定制度は行政手続に要する時間などの関係で使いづらいというご指摘もありましたので、それに対応するものとして、裁定申請の際に一定の担保金というものを供託すれば、裁定結果が出る前まで、その間に暫定的な利用が開始できるという措置を盛り込もうと思っております。

それから、4ページでございます。こちらは「国立国会図書館における所蔵資料の電子化」でございます。こちら趣旨はご案内のとおりでございますが、内容としましては、国会図書館において所蔵資料の納本後、直ちに電子化できることとするということでございます。現在の規定では、31条2項に基づきまして、保存のための複製というものはできたわけでございますけれども、現に損傷して危険な状況にあるという場合だけではなくて、納本後直ちに電子化できるように規定を整備したわけでございます。ただし、その後の電子化されたものの利用につきましては、先ほど三田委員からもご紹介ありましたけれども、現在、関係者間で協議が進められておきまして、その協議結果に基づいて、適切にどういうふうにご利用していくかというルール化が図られることになろうと思っております。

それから、その次のページでございます。今度は権利制限の見直しの方ではなくて、権利を設定していくほうの改正事項でございます。2つございまして、1つは、インターネット販売等を利用した海賊版の販売の申出でございますが、こちらを、海賊版と承知の上で行う

ことであれば、権利侵害とみなしていくというものでございます。それから、②のところは、違法なインターネット配信による音楽・映像の私的複製について、私的複製の権利制限の範囲外とするということでございますけれども、こちらも審議会のご議論を踏まえまして、要件としては、違法と知りながらという場合に限るといふことと、それから罰則をかけないといふこと、このような要件で改正事項に盛り込んでございます。

それから、6ページでございますけれども、障害者の関係の情報利用の機会の確保の改正事項でございます。

改正の内容でございますが、現行制度では、視覚障害者、それから聴覚障害者の関係の規定がそれぞれ1つずつ置かれているわけでございますけれども、それにつきまして、複製できる主体、できる行為の内容、それから対象となる障害種、それぞれ3点すべてを拡大しようという規定を盛り込んでございます。主体は、今は視覚障害者の関係では点字図書館など一定の施設に限られているわけですが、分科会報告書でご提言いただきましたように、公共図書館なども拡大できるよう、主体の範囲を拡大する規定を盛り込んでございます。

また、現行規定では、複製等の行為につきましても、録音図書の作成、あるいは放送の同時の字幕作成・送信などに限られていたわけでございますけれども、これを特段行為を限らず、それぞれの障害者の状態に合わせて、その人が必要とする方式で複製ができるというような形で拡大をしようと思っております。その結果としまして、いわゆる発達障害者の方などに有効だと言われておりますデージー図書ですとか、あるいは映画・放送番組などに同時でない字幕・手話の付与、こういった幅広い行為も可能になろうかと思っております。

それから、対象とする障害者の障害種でございますけれども、視覚障害、聴覚障害に限らず、一般に流通している著作物の利用が困難な者であれば、障害の種類、原因を限らず、広く対象にできるように改正を盛り込んでございます。

このほかもろもろ、権利制限の見直し、細かい事項も含めまして、いろいろ改正がございますけれども、大どころについては以上でございます。

【野村分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきまして何かご質問ございますでしょうか。

福王寺委員、どうぞ。

【福王寺委員】 権利制限のところ、インターネットオークション等というところですが、インターネット販売等での美術品等の画像掲載について、これは権利制限を受けるといふことになる。これについて、前回のこの審議会でも意見を述べさせていただきましたけど

も、こちらのほうですね、この報告書の内容ですけども、この50ページで、ネットオークション等における画像利用と書いてあります。この中に、オークション会社がつけているオークションカタログも権利制限の対象に入るということを後で聞いたわけなんですね。それについて、私は美術作家の代表として来ておりますので、先輩の先生方や周りの作家の方々に聞いてみました。実際ここに今、大きなオークション会社のオークションカタログ2冊持ってきました。これには海外の作家や、例えばピカソであるとかシャガールであるとか、物故作家の先生方もいますし、現存作家の方もいますけども、こういう美術館の展覧会カタログと同様な立派な本ができていまして、この本はオークション会社が販売しているものなんですね。そういうものも権利制限の対象になるというのはいかがなものかということで、作家の方々、先輩の先生の方々、御遺族の方々からも慎重に審議してほしいということをおっしゃっています。

ですから、この報告書となっておりますけども、これは前回で報告書案になっていまして、よくわからないまま審議が進行して、あるいは決定されているというような感じを受けますので、美術作家、絵描きの場合には、物事を言葉で、文章で発表したり発言したりすることをよしとしないというような風潮もありますが、そうしますと、どうしても業者さんの方に偏ってしまいますので、このオークションについては、実際、そのオークション会社が開催しているオークションで、こういう立派な図録を発行して運営しているわけですから、そういうところをよく見ていただいて、あるいは調査していただくということが大事なことだと思います。慎重に審議していただきたいということをはっきりと申し上げたいと思います。

以上です。

【野村分科会長】 それでは、事務局からお願いいたします。

【黒沼著作権課長補佐】 今年1月の報告書では、ネットオークション等における画像利用の円滑化ということでご審議をいただきまして、報告書の52ページでは、まとめといたしまして、どのような権利制限を行うべきかということにつきまして、売り主が取引を行う際の商品情報の提供必要性を根拠とするということをおっしゃってございました。つまり、その画像を見せなければ売買ができないということの矛盾を解消しようというのがこの議論の要点だということでして、その点につきましては、インターネットに限らないもので、オークションカタログなども除外するという議論ではなかったと考えてございます。

なお、先ほどご指摘いただきましたオークションカタログそのものを販売しているという場合でございますけども、それが本当に美術品の売買のためのものであるのか、それとも単

に図録として販売する目的のものであるのか、それによって違いは出てくるのだろうと
思っております。本当に図録として販売する目的であれば、今回の権利制限の要件の対象外
になりますので、そこは事実認定の問題といたしますか、どのような基準で判断していくのかとい
うところでこの権利制限規定の乱用的な利用が防止できるのではないかと感じておきまして、
法案が成立した場合には、そういった運用について注意を払っていきたいと思っております。

【福王寺委員】 もう一言申し上げたいんですけども、このオークションカタログの中で、
許諾をとっている作家と、あるいは全く許諾をとっていない作家といるわけなんですね。で
すから、うるさいところには許諾をとっているということになると思います。そういった状
況がずっと続いてきて、あるいは係争に至る案件もあつたりもしていますし、そういうと
ころの実態の調査ですね、それをよくやらなければならないと思います。オークション会社、
ディーラーの方々、作家側が集まって話をする場も考えてやっていこうと思いますので、そ
の辺でもまたご報告できることもあると思います。

【野村分科会長】 ほかにご質問ございますでしょうか。

どうぞ、道垣内委員。

【道垣内委員】 権利者不明の場合の利用の円滑化のところなんですけども、参考資料の
3の法案の方で見ますと、後ろの方に対照表があつて、どこを改正するかという傍線を引い
たものがございますけども、それが一番よくわかると思うんですが、その16ページで、67
条のほうの改正として、連絡をすることができない場合として「政令で定める場合」という
ところも改正される予定というか、したいということのようですが、この政令の内容につい
ては、この資料は国会に出された資料と同じ資料をお使いなので、きっと載っていないんだ
と思いますけども、既に予定されているところがあると思うのでちょっとお伺いしたいん
ですが、といいますのは、このパワーポイントのを見ますと、実演家、テレビの過去の放送と
か、そういうところに重点が置かれた説明になっていて、何かそういう場合を特に認めると、
そうでないものについてはそうでないのかと、そのあたりが伺いたい趣旨でございます。

【黒沼著作権課長補佐】 今ご指摘いただきました権利者不明の場合については、相当な
努力を払っても権利者と連絡できない場合として政令で定める場合ということにしておりま
して、要するに、どういう努力をすればいいのかという内容を政令で定めることを考えてお
ります。基本的に、著作権者と許諾をとろうとする場合に通常行われるような努力、これは
最低限必要であろうとは思っておりますが、今の現行制度でも、これは文化庁の運用として
やっているわけでございますけれども、一定の手引などでもお示しをしまして、どういう努

力が必要かというのは、ある程度明らかにはなっているところでございます。今後、政令を定めていくに当たりましては、こういった今までの運用も踏まえまして、それから関係者間のいろいろご意見はあるかとは思いますので、そういったご意見も踏まえながら定めていこうと思っております。ただ、現時点では明確にこういう案というのがあるわけではございません。

それと、先ほど実演家を中心というようなこともご質問ございましたけども、通常の権利者と連絡をとるために必要な努力というのは、もしかしたら分野によっていろいろ差もあるかもしれませんので、そういった実態も踏まえながら考えていきたいと思っております。

【野村分科会長】 よろしいですか。

【道垣内委員】 はい。

【野村分科会長】 ほかにご質問いかがでしょうか。

三田委員、どうぞ。

【三田委員】 今お話が出ました権利者不明のものを利用できるようにするという法律の改正なんですけれども、これは裁定制度で利用できるようにするというだけでは利用は難しいだろうと思います。というのは、その裁定にかかる手続に要する費用であるとか、裁定の金額ですね、これがかなり高いものでありますと、円滑には利用できないと思います。ですから、その裁定に要する費用をできるだけ軽減をし、手続も簡素化するという具体的な手続が必要になってくるというふうに思います。

それから、地方の図書館や文学館等で様々な文書の復刻版を出したり、あるいはネット上にアーカイブするというような場合にも、権利不明のものを使いたいという要望があるわけでありまして、そういう利用に関しましては、これは営利目的ではありませんので、これを利用することによって幾らお金が得られるというようなものではありません。ですから、そういう場合の裁定というのは、供託金を事前に納めるその供託金の金額の算出ということも大変難しい。要するに、得られる金額がゼロであると、供託金もゼロなのかということにもなるだろうと思います。こういう具体的な局面でどういうシステムを作っていくのかということ、利用状況を詳細に検討した上で、できるだけその利用が促進できるようなシステムを作っていただきたいというふうに要望します。

以上です。

【野村分科会長】 ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、著作権法の改正につきましては以上にしたいと思います。

本日、第1回目でございますけれども、まだ1時間近く時間がございますので、委員の方から、今後の各小委員会において検討を進めるに当たって留意すべき点などをご自由にご発言をいただきたいと思っております。先ほど、日本版フェア・ユースについては何人かの方からご意見いただきましたけれども、ほかの点も含めてご意見いただければと思っております。

その前に、土肥委員と野原委員がお見えになりましたので、ご紹介します。一言お願いします。

【土肥委員】 土肥でございます。よろしくお願いいたします。

【野原委員】 野原です。よろしくお願いいたします。

【野村分科会長】 それでは、今後の審議につきましてご意見ございましたら、ご発言お願いしたいと存じます。

松田委員、どうぞ。

【松田委員】 これからこの審議会で、一般的制限規定について審議の対象になるということが先ほど事務局から説明があり、ほかの委員からも、その一般的制限規定に対していろんな発言がありました。参考資料の3の一番最初のページを見ていただきたいんですけども、これはもちろん事務局が作ったもので、これ自体、今回の法案の意味を確定することにはならないとは思いますが、ここの一番先に、インターネットを利用した事業が諸外国に比較して遅れているという前提のもとに、著作権をめぐる環境整備が必要だというふうに大きくとらえられています。その後、改正趣旨として各個別的な規定の説明がなされています。一般的制限規定を導入すべきであるという考えを持たれている方々は、まさにそういう考え方を表明なさっているわけです。日本におけるインターネットビジネスが特にアメリカとの間で遅れているから、それをサポートする必要がある、というよりは、著作権法がその障害になっているという前提に立っているのです。そして、それは個別的制限規定であるから、ビジネスが対応をとれない、侵害になるかもしれないからということで事業に投資をすることはできないとして、新規事業についての萎縮効果が生じているんだというふうに説明しているわけです。だからこゝ一般的制限規定、アメリカで言うならばフェア・ユース規定と同等なものが必要なのではないでしょうかというふうに説明されているわけです。

しかしながら、今、一例として三田委員から示されたように、一般的制限規定を導入することになれば、極めて危険な状態が想定されることも一例として示されているところです。少なくともグーグルの対処は、日本の作家に対しても、オプトアウトしないと全部和解の中に組み込まれるということになります。日本の著者・出版社はグーグルのアナウンス

に従って対処しなければならないという状況に至っています。そういうものの前提としてフェア・ユースがあるというのです。多分、ここにおられるごく普通の間感を持たれた著作権法実務家・研究者は幾ら何でもフェア・ユースというのは行き過ぎだと思われる事案がおこっているのです。日本が置かれている状況がまず、特にアメリカから劣後した事業環境にあるんだという前提に立って、著作権法を改正をしなければならないという発想は、基本的に間違いだらうと思います。

少なくとも関係文書を作るときには、その点について十分注意をしていただきたい。審議した後の総意としてそうであるならしょうがないと思いますが、総意は決してそうではないだらうと思っています。

ぜひ、この資料3の一番最初の文章をもし書くのであれば、「インターネットを利用した事業が諸外国に比較しても遅れている」と書くべきではなくて、インターネットを利用した個別事業対応を図るためとでも書くべきだらうと思います。そして、個別的事業の対応において、事業とか個別的対応として、各論として以下書いていただけるのであればいいのですが、フェア・ユースを導入してもいいかのような、環境整備が必要だというような印象を与えるような表現はかなり慎重になるべきでしょう。事務局が作りましても、文化庁が作った資料だと、文化庁も同じことを考えているというふうに必ず引用されます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【野村分科会長】 ほかにご発言いかがでしょうか。

大林委員、どうぞ。

【大林委員】 私的録音録画補償金制度についてですが、昨年、文部科学と経済産業両大臣が、ブルー・レイ機器への課金導入をはっきりと公的な場で発言されました。しかし、それがいまだに実施されていない状況です。公的な約束が、ないがしろにされており、一種のモラルハザードのようなことが起きてしまっているのではないのでしょうか。昨今、法改正論議の中でも、アメリカ、アメリカと言われているようですが、日本はあの大战後、アメリカのように物質的に豊かになりたいと、営々と国づくりをやってきました。で、衣食足りました。「衣食足りて、礼節を知る」という言葉がありますが、礼節をたもつことが、今、必要です。その意味でも、基本問題小委員会で、私的録音録画補償金制度見直しの議論を、なぜ必要なのかという、「そもそも論」に立ち戻ってやる必要があります。その点が未だ不十分だと思っています。権利者と言われてる私たち実演家を含めたクリエイターが、自称規制緩和、流通原理主義的な考えの方の足を引っ張っているというのは間違っています。著作権法の中

に書かれている、文化の発展に寄与する、という方向で私たちは議論をしています。「そもそも論」の原点です。21世紀の文化的な問題と流通とをどのように絡めていくのかということ、きちんとやりたいというふうに考えているところです。基本問題小委員会の議論のスタンスも、やはり、そこにあるのではないかと思います。

【野村分科会長】 ほかにご意見、ご発言いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

河村委員、どうぞ。

【河村委員】 先ほど福王寺委員がおっしゃったこと、私、全く専門外なんですけど、とても気になったことがございまして、教えていただきたいんですね。報告書のほうで、ネットオークション等に出る画像というのは、前から懸案事項だったのはわかるんですけども、私、全くこの件に、当事者でも何でもないんですけども、お話を伺っていて、その決定、法案になる過程の透明性という点で、私、ちょっと国民として気になったんですね。私、これを今ずっと法改正のを読んでいたんですが、お聞きしたいのは、もともとオークション会社が出している印刷物の写真というのは、つまり権利がおありになったわけですが、制限を受けていなかったわけですね。

【福王寺委員】 もともと作家側に許諾をとるとというのが大前提なんです。ところが、海外の作家であるとか、ピカソとか、そういったところは必ず許諾をとっていますが、日本の物故作家や現存作家ですね、私のも時々出ているんですけども、全くその許諾の対象外というか、本もあることも知らなくて、後でわかったということが多いんですね。ですから、実際、許諾をとるべきものだったのが、許諾をとらないまま、このままやっつけてしまおうというふうに作家側からは見えるんですね。

【河村委員】 わかりました。私がとても気になったのは、私は全く利害関係者じゃないんですが、多分審議の過程ですとか報告書を見ると、ネットオークション等における画像利用の円滑化についてと専らずっと書いてあって、オークションに出るものの写真が許諾を原則得なきゃいけないというルールのもとにあつたら円滑にいかないということで審議されたわけですね。私もそうなのかなと思って聞いて、法律の方を読むと、ネットオークションだけではなくて、印刷物まで全部かかるような書き方になって、そのことについて審議したおつもりがないのに、つまり印刷物に入っている写真まで制限がかかっていたということ、さっきおっしゃったという理解でよろしいですか。

【福王寺委員】 そうですね。

【河村委員】 私、全く利害関係者じゃないんですが、ちょっとこれは、私が聞いていても、

福王寺委員がおっしゃる意義というのが理解できるので、何か少し審議の過程とか報告書から、ここに至るものが何となく気になるんですが。

【福王寺委員】 前回のこの委員会の後で、文化庁の方から、オークション会社のカタログも権利制限の対象に入るということを聞いたんですね。終わってからなんですけども。私もちょっと慌てたんですが、帰って、日本美術家連盟、私が所属しているところがありまして、約5,300人の会員がいますし、日本画、洋画、彫刻、版画と、先輩の先生方もたくさんいらっしゃいますし、毎月理事会、委員会があつて、著作権の問題について、保護期間の70年の延長問題も必ず出ますし、あと実際、今ある著作権の許諾の問題ですね、いろんなところで勝手に使われているという問題が出ておりまして、それについて、オークション会社が開催しているオークションカタログについても同じことが言えます。このインターネットオークション等というのは全く別物だと思っていたものですから、その辺が私自身も気がつかなかったというのは私自身の責任かも知れませんが、後から気がついてびっくりしたというのが本音なんです。

あともう一つ、ついでで申し上げますけども、この報告書の53ページですね。ここに、参考で諸外国における立法例というのが出ているんですけども、ドイツ著作権法とありますね。ドイツにおいてはそれが認められて許されるというふうに書いてあるんですけども、ドイツという国は追及権というものがあつて、英語でリセルライトというものです。公開のオークションにおいて作品が売買された場合に、約0.25%から4%の間でその作家側のほうに還元するという法律がドイツに、そしてヨーロッパのほとんどの国にあるわけなんです。ですから、その追及権があるから、この著作権の許諾をとらなくていいと解釈しています。この事についても、前回のこの審議会で意見を述べさせていただきましたけども、この追及権についても、以前からこの審議会で話題にはなつていても、審議の対象になっていないということがあつて、これらについても、今、美術家連盟や関係団体を通して、立法化に向けて調査し、勉強しているところです。

【野村分科会長】 これについては、事務局からご説明いただいた方がいいと思います。ただ、私の記憶では、インターネットが中心になつて議論されていたことは事実ですが、インターネットだけに限らないということだったのではないかなと思います。

いずれにしても、先ほどの、本来は画集として出版すべきものを作者の同意を得ないでカタログとして出版しているというのは、事務局からさっきご説明ありましたように、そもそも許されていることではないと思います。

それじゃ、事務局のほうから。

【黒沼著作権課長補佐】 ありがとうございます。先ほどの繰り返しになる部分が多々ございますけれども、法制問題小委員会でご議論いただいた際には、もちろん議論のきっかけとしましては、インターネット上での公売というのがきっかけになったわけですが、これを権利制限するかどうかを議論していく中では、権利制限をする必要性の根拠としては、隔地者取引で、対面で美術品を見せることができないということが言われていたわけございまして、そういったことから、本来譲渡することについては権利が及ばないのに、画像を見せることができないのでは譲渡そのものできないという矛盾が起きる事態を解消しようと、そういう隔地者取引の場合の矛盾を解消するというのが議論の主眼でございました。きっかけはインターネットでございますが、法制問題小委員会の議論としては、インターネットに限ってというようなご議論ではなかったということでございます。

【福王寺委員】 私自身は、法制問題小委員会について出席しておりませんし、この審議会だけに出席しているものですから、そういった内容がわからなかったということもあると思います。ただ、美術の業界というのはとても狭いですから、そんなに多数の人に許諾をとらなければならないということはないと思うんですね。ごく少数の方がオークションカタログに載ったりしているわけですから、そんなに大変な作業ではないと思いますので、オークションカタログ、印刷物については、展覧会カタログと同様にこれは作家側の許諾をとっていただくというのが大前提になると思います。

【野村分科会長】 辻本委員。

【辻本委員】 実は、そのお話につきまして、実は私、個人的にちょっと問題があるのでお聞きしたいのですが、今先生が持っておられるのは有名なオークションの会社のカタログだと思います。私のところも年に五、六回送ってきますから、恐らく何百冊とあるのですが、私も実はルノアールとかいろいろ持っておりまして、売るときは「載せて売りますよ」ということでやっつけていただいているので、これは持っている人が売るための結局一つのカタログですよね。だから、それはいいのではないかなと思っていたわけですが、これは一々、売るために何かに表現するということは、すべての作家に許諾をとらなきゃいかんということになっているのですか。

【福王寺委員】 作家の立場としては、自分の作品や、あるいはそのご遺族もいらっしゃると思いますが、作品が実際の問題として、細かいことまで言えば、色や作品が切れていないとか、どういう状態で載るのかということがまず心配だと思うんですね。そういうことを気になさ

らない方も確かにいるとは思いますが、ただ、気にされている作家がいる以上、会議でも必ず問題になってきて、この著作権の許諾については、こういう場で原則を申し上げるしかないわけです。突然自分の作品が載っていてびっくりするというのもよくあると聞きますし、海外の作家においては、以前許諾について係争になって、裁判になって、結局、そのカタログとしても、やっぱり著作権の許諾が必要だということが前あったと思いますが、そういう判例があって今の状態になったということだと思います。実際、今、許諾をとっている方と許諾を全くとらないで載せる方がいるということで、これについては、大原則として、その作家やご遺族に許諾をとるとするのが大前提だと思うんですね。それぞれの立場で意見は違うとは思いますが、作家にとってみれば、そういうことも大事な事の一つだと思いますね。

【辻本委員】 一応、作家の方から画商に売られて、それが十数人回ったときは、売り買いという一つの要素が加わるわけですね。売り買いの要素の中で起こる一つの問題、また、美術館ではそれを結局見せましょうという一つの行為があるわけですね。だから結局、何とか展とかいうのになりますと、ルノアール展になりますと、ポスターに堂々と結局そのルノアールの写真が出て、あっちこっち張ってありますよね。それからまた、結局、美術館であれば、そのルノアールの出展しているものを全部カタログにして売っておられますけども、それはちゃんと許諾をとっているかどうか、私はよくわかりませんが、通常そういうのは持っている人の結局許諾というよりはオーケーサインが出たらまあいいんでしょうというような感じで今やっているのです。福王寺さんが言われることであれば、これはよほどきっちりやらないと、簡単に、美術館で展示するのに貸してくれ、それから結局、それをカタログに載せられたということに対して、こちらへ、持っている方に来て困るという世界があるわけですね。もう少しその辺は、本当にそうであれば明確にさせていただいた方がいいと思います。ただ、そうなりますと、今度は本当にいい絵画の流通とか、それから絵画を皆さんに見ていただくというときの告知というベースにおける一つのものとか、それをまた画集として持って帰っていただくときの許諾ということが余り我々としてはそれだけの認識がない。これはユーザー側としての考えであります。もしそういうことであれば、そこをもう少し明確にしてもらった方が間違いが起こらなくていいのではないかなというふうに思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

【野村分科会長】 福王寺委員のご意見は何いましたけども、一応、この法律としては、先ほど事務局からご説明ありましたように、隔地者間の売買において、その作品の情報を伝

える必要があるということでこういう権利制限を行っているということでございます。当然、そこから出てくるのは、そういう法律の目的に必要な範囲ということで限定されるので、それと複製権の侵害というのはまたかなり、微妙なところはもしかしたらあるのかもしれませんが。もちろん、一応切り分けられているということではないかと思えます。

【松田委員】 意見を言わせてもらいます。

【野村分科会長】 はい。

【松田委員】 今度の新法のその規定は47条の2に入るわけです。これは、複製物も含めて、さらに複製ができないような措置が講じられていることを政令で確認したものがその対象になるはずで、そういう規定になっています。私、今この2冊（福王寺委員提示の出版物）を見まして、少なくともこれは47条の2の、その措置として政令で定めることがない範疇に入ると思えます。どうしてかという、そもそも旧来からあった47条の展覧会におけるいわゆる小冊子ですね、出展の作品を紹介するための小冊子、図録、これは頒布を主たる目的として有料で販売するものを含まないわけではありませんが、いわゆる「実費頒布」や展示の費用を補うものまでは許されるとしても、観賞用豪華本を商品として販売するのと同じように頒布することまで許されるものではありません。それと平行に考えるならば、47条の2も、有料で販売して独立鑑賞性のある、作品がそのまま鑑賞ができるようなものを含むとすべきではありません。言ってみれば福王寺委員提示のこれらは美術全集とほぼ同じような形で売られているものと判断されます。これまで政令で定めるものに入るわけがないと思うのですが、事務局の見解はいかがですか。

【黒沼著作権課長補佐】 法律上の要件自体は、有料かどうかというのは特に要件としておりませんので、有料であればすべてだめということではないかとは思っております。例えば、オークション参加費という、オークションで参加費を取るようなものもあろうかと思えますけども、それをどういうふうに回収するかについて、形式上、カタログの代金を乗せて取るということも、いろいろな方法があろうかと思えますので、そのこと自体でこの規定から外れるというわけではないかとは思っております。ただ、カタログそのものを販売する目的であれば、今回の美術品を販売する目的のために必要なものとはちょっと目的が変わってくると思えますので、そういう意味で、有料でカタログを販売するその行為そのものというのが外れてくるんだろうと思っております。

なお、政令で定める条件というのは、それがその後独立して鑑賞にたえるようなものにならないようにと、そういうような附帯条件のつもりでございまして、何を定めるかは、これ

からまた関係者のご意見を聞きながら、いろいろ検討していきたいと思っておりますけども、そういう趣旨でございます。

【松田委員】 よくわかりました。

【野村分科会長】 よろしいでしょうか。ほかにご発言いかがでしょうか。

【福王寺委員】 よろしいですか。

【野村分科会長】 はい、どうぞ。

【福王寺委員】 先ほど申し上げたんですけども、オークション会社の経営されている方、あるいはスタッフの方々と、美術の作家や御遺族と話し合う場が必要かと思えます。お互いに知らんぷりみたいな感じになっているとよくないと思えますので、お互い話し合うそういう場を、もちろん私たちもそういうのを作ろうと努力しますが、文化庁の著作権課の事務局の方でお忙しいとは思いますが音頭をとっていただいて、何かそういった会合のようなものを開いていただけるとありがたいかなと思えます。

【野村分科会長】 ほかに。どうぞ。

【山下著作権課長】 福王寺委員の意見は重く受けとめさせていただきますけれども、今回の件につきましては、検討の経過を申し上げさせていただきますと、一昨年に法制問題小委員会で検討いたしまして、中間まとめという形でそれを公表し、その過程で意見募集も行い、そしてまた、折々に触れて分科会にそれをお諮りしながら報告書としてまとめた内容に基づいているものでございまして、プロセスの中で十分にご意見を伺うことができなかった点はひょっとしたらあるのかもしれませんが、私どもとしては、審議会の結論を踏まえましてきちっと立法したということで、運用あるいは解釈の面につきましてご懸念の点があるということについては十分それを踏まえさせていただき、国会で成立した後、例えば私どもとしての考え方をお示しするとか、またあるいは今おっしゃったような形で様々な現場の実態、運用面での齟齬を生じないような点も含めて、私どもとしても十分努力をさせていただくということで、今後十分検討させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

【野村分科会長】 それでは、ほかにご発言なければ、本日、若干時間は残っておりますけれども、本日の審議は以上をしたいと思えます。

先ほど申しましたように、各小委員会への委員の分属につきましては後日お知らせいたしますが、各小委員会においては、本日の意見も踏まえて検討を行っていただきたいと思います。

(4) その他

最後に、事務局から連絡事項がございましたらよろしくお願ひいたします。

【山下著作権課長】 本日はどうもありがとうございました。次回の分科会の日程につきましては、また改めてご連絡をさせていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

(5) 閉会

【野村分科会長】 それでは、これで文化審議会の著作権分科会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。